

改訂版 （令和 7 年 4 月 1 日時点）

城南学園保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 城南学園
所 在 地	大阪市東住吉区湯里 6 丁目 4 - 2 6
電 話 番 号	0 6 - 6 7 0 4 - 5 6 2 2
代 表 者 氏 名	理事長 中尾 博

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	城南学園保育園
施設の所在地	本園 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 2 丁目 2 3 - 1 3
連絡先	電話番号 0 6 - 6 7 0 2 - 9 2 6 0 FAX 0 6 - 6 7 0 2 - 9 2 6 2
管理者	園長 八重津 史子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0 歳児 9 人 1 歳児 1 2 人 2 歳児 1 2 人 3 歳児 1 3 人 4 歳児 1 3 人 5 歳児 1 3 人
利用定員	満 3 歳以上の児童 3 7 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 2 4 人 満 1 歳未満の児童 9 人
開設年月日	平成 2 8 年 4 月 1 日
事業所番号	2710051005454
ホームページ	http://www.jonan.jp/hoikuen/

3 施設の目的・運営方針

城南学園保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は学園の建学の精神である「自主自律」「清和気品」の精神に基づいた保育の中で乳幼児及び幼児の育成に励み、一人一人の子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てます。
- (2) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(3) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の元に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(4) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

本 園	敷 地		1 6 6 5 m ²
	園舎	構 造	・鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造 地上5階建の内、1階
		延べ面積	8 8 1 . 0 4 m ²
	園 庭		地上園庭 1 0 8 . 8 7 m ²

(2) 主な設備

設備	備考
乳児室 匍匐スペース含む	ほし（満0歳児クラス） つき（満1歳児クラス）
保育室	うみ（満2歳児クラス） やま（満3歳児クラス） そら（満4歳児クラス） たいよう（満5歳児クラス）
調理室	
事務室・医務コーナー	各1室
相談室・多目的室	2部屋

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育

その他の便宜の提供を行います。

城南保育園は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ保育を行うことを目的とします。

保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

(1) 特色ある取り組み

城南学園保育園は子ども達をありのまま受け入れ、のびのびと成長していくことを願い、以下の6点を「保育方針」とします。

- ・信頼できる大人との出会いの場になるように、子どもの人権を守る。
- ・愛されているという実感の中で、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つよう見守る。
- ・常に本物に触れ、文化的な環境を整え豊かな感性を育む。
- ・一人一人の違いを認め合う仲間づくりを大切にする心を育む。
- ・地域の人たちとの触れ合いを通して分かち合いの心を育む。
- ・保育士の専門性を生かし、保護者支援、地域の子育て支援に貢献する。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和3年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		主任保育士1名
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	23	19	4	保育担当主任1名含 産休取得中1名含
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	4	3	1	栄養士兼任1名
看護師	園児の健康管理に努め、園内生活での疾病に対応する	1	1		
事務員	運営に関する庶務及び会計事務、園内諸雑務に従事する	0	0	*5	学園事務局5名兼任

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00） *シフトに入る
保育士	*シフト制
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：00） *シフト制
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00） *シフト制
看護師	常勤の勤務時間帯（8：30～17：15）
事務員	中学高等学校の勤務時間帯（8：20～16：20）

※ローテーションにより、各保育士の勤務及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く）です。
また、下記は休園しますので家庭保育のご協力をお願いします。

- ① 夏期休園日（3日～4日間）
- ② 職員研修日（12月中に1日間《土曜日》）
- ③ 入園説明会（3月中に1日間《土曜日》）
- ④ 入園準備日（3月31日）※日曜日になった場合は3/30（土）に前倒しする。
- ⑤ 入園式（4月1日）※日曜日になった場合は4/2（月）に移行する。
- ⑥ 卒園式（3月28日）※日曜日になった場合は3/27（土）に前倒しする。

※在園児（4歳児）式参加あり

8 保育を提供する時間

開所時間 月～金：7時から19時 / 土：7時半から18時半（園児が全員降園次第閉所）

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間に係わる支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、終了時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理で行います。（調理業務は(株)日本フードが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※但し、園外保育などの特別な行事の際はお弁当を用意していただきます。

(3) 食事の提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時20分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(4) アレルギー対応状況

除去食及び代替え食に対応します。 *食物アレルギー対応マニュアル有

(5) 管理栄養士・栄養士の配置状況（委託業者に調理依頼）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理、発達段階に応じた献立の作成を行う	1	1	0	栄養管理 調理師兼務

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡下さい。

※食物アレルギー対応の必要のあるお子さんには医師の診断書を提出していただきます。

（入園時、及び年2回6か月毎に提出）

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考えとして障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

- (1) 区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。
- (2) 入園に際して、園長または主任保育士は、入園児とその保護者に対して面接を行い、園の目的・方針・その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもって入園していただけるよう努めます。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	社会医療法人 真美会 大阪旭こども病院
院長名又は医師名	木野 仁郎
所在地	大阪市旭区新森4-13-17
電話番号	06-6952-4771

- (2) 歯科

医療機関の名称	並河歯科クリニック
院長名又は医師名	並河 勇人
所在地	八尾市南植松町1-1-1
電話番号	072-992-8548

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関、園が提携している医療機関及び保護者緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

上記以外の医療機関

診察科	病院名	電話	診察時間		休診日
耳鼻咽喉科	阿部耳鼻咽喉科	06-6692-1669	8:30~12:00	16:00~19:00	火、木、土午後、日
整形外科	ウマノ整形外科 クリニック	06-6698-8411	9:00~12:30	16:30~19:00	水、土曜午後、日
眼科	みどり眼科クリニック	06-6697-3234	9:00~12:00	15:30~18:00	木、土曜午後、日

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知器	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	無	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 河口 典子・水門 由加里 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 06-6702-9260 F A X 06-6702-9262 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	奥山 峰幸	電話番号 06-6760-6539
		社会福祉法人 城南福祉会 施設長

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の制度

当園では、以下の保険に加入申請中です。

災害救済給付制度（日本スポーツ振興センター） 保育園の管理下で園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う。国、園、保護者の三者負担による互助共済制度です。保護者様には、園児お一人様210円の負担となります。
ほいくの保険（全国私立保育園連盟） 保育園の管理下（園と自宅の往復も含む）において、園児が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金（死亡・後遺障害、入院給付金、通院給付金）をお支払いする保険制度です。

※その他、個人で加入出来る『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。

ご利用の場合はお申し出ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児	8人	9人	9人
1歳児	12人	12人	12人
2歳児	12人	12人	12人
3歳児	13人	12人	12人
4歳児	13人	13人	13人
5歳児	13人	13人	13人

2 1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審予定あり	
自己評価の実施状況	実施予定あり	

2 2 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

2 3 当園におけるその他の留意事項

＜登降園について＞

- ・登降園は原則として保護者または成人の方が送迎してください。
- ・お迎えがいつもの方と異なる場合は当日の午前9時までに連絡してください。
- ・欠席や遅れての登園の場合は当日の午前9時までに連絡してください。
- ・登降園は原則として徒歩です。駐車スペースがない為、車での送迎はご遠慮ください。
- ・お子さまの発熱などでお迎えをお願いする場合は、確実にお伝えするため、緊急連絡表の優先順位を基に電話にてご連絡いたします。
- ・土曜日の保育を利用する場合は、勤務証明書で確認を行います。
- ・お迎えの予定時刻より15分以上過ぎた場合は連絡をさせていただきます。

＜気象に関する警報が出た場合＞

暴風警報

- ・午前7時までに解除された場合は通常通り開園します。
- ・午前7時以降で正午までに解除され、気象状況や保育所及び周辺の状況に危険がないと判断した場合は、警報解除の2時間後より保育の受け入れを開始しますが、解除時間によっては臨時休園の場合もあります。
- ・開始の連絡が届くまでの間、お子さまと自宅待機のご協力をお願いします。
- ・正午以降に解除された場合は休園となります。
尚、正午以前でも、台風などの気象状況により、安全を優先し休園とさせて頂く場合がありますので、ご了承下さい。
- ・解除の時刻が午前9時を過ぎると給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませてからの登園となります。
- ・登園後に同警報が発令された場合は早急にお迎えをお願いいたします。(注意報でも状況に応じてお迎えをお願いすることがあります。)

*(a) 『大雨・洪水警報』が発令されている場合は、平常通り保育をいたします。

ただし河川の氾濫や浸水など危険な状況が予測された場合は休園になる事もあります。

(b) 住居のある近辺で、大雨・出水等による通園路上に支障が生じ、登園が危険であると保護者が判断された場合は、自宅待機してください。

- (c) 登園後、気象状況の変化に伴い、保育を一部短縮して降園をお願いする場合があります。
その際は、園からメール配信でお知らせしますので、保護者の方は保育園までお迎えをお願いします。もし、やむをえず保護者の方が不在の場合は、平常の降園時間までお子さまをお預かりいたします。連絡がつきしだい至急、お迎えをお願い致します。
- (d) 注意報が出ている時は、平常通り保育を行います但事前の安全確保の為お迎えをお願いする場合もあります。

<その他>

- ・当園は、気象に関する警報に対する開園状況を携帯電話のメール発信を行う予定です。
メール受信を希望される方は登録をお願いいたします。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は
ご遠慮ください。
- ・当園の敷地内はすべて禁煙です。

2 4 保育提供に要する実費に係る利用者負担金

○保育の提供に要する実費に係る利用者負担金(令和7年度)			城南学園保育園					
項 目	内 容、負担を求める理由及び目的	金 額	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食費	2号認定を受けた子どもに係る 幼児主食費及び副食費	月額						
		主食費						
		副食費						
行事費	行事に係る費用 (遠足・観劇・その他行事備品等)	月額	○	○				
		月額			○	○	○	○
特別教育費 (幼児対象)	英語遊び(ネイティブの講師が担当)	月額						
	体育遊び(専門の講師が担当)	月額						
卒園準備費	卒園アルバム作成費等 (満5歳児のみ)	月額						○
日本スポーツ 振興センター登録金	保育園の管理下で園児の災害(負傷・疾病・障害等) が発生した時の災害共済給付制度	年間	○	○	○	○	○	○
	氏名はんこ(漢字印)入園時・変更時購入 ※(ローマ字印は370円)		○	○	○	○	○	○
用品 (税込み)	カラー帽子							
	乳児用連絡ノート							
	リュックサック(新デザイン)							
	おどろくば(新デザイン)							
	クレパス(16色)							
	はさみ							
	のり							
	色鉛筆(12色)							
	ねんど							
	ねんどケース							
	ねんど板							
	出席ノート(シール含む)・・・3、4、5歳児用(新デザイン)							
	幼児用連絡ノート							
	防災ずきん							
	スモック(税込み)	スモック(グリーン) (ロゴマーク付き)						
長袖シャツ (ロゴマーク付き)(生地変更)					○	○	○	○
体 操 服 (税込み)	半袖シャツ (ロゴマーク付き)(生地変更)							
	長ズボン (ロゴマーク無し・幼稚園と同じ商品)				○	○	○	○
	半ズボン (ロゴマーク付き)				○	○	○	○
					○	○	○	○
延長保育料	(0・1・2歳児)15分につき¥300 / (3・4・5歳児)15分につき¥200 / (定例利用)月額¥3,500							

*その他、実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明の上徴収させて頂きます。

*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

*給食費・保育用品の金額は物価の高騰等の理由から年度途中に変更になる事もありますのでご了承ください。

*その他、実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明の上徴収させていただきます。

*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

*給食費・保育用品の金額は物価の高騰等理由から年度途中に変更になる事もありまのでご了承ください。

25 時間外保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育定例利用 ※ 事前申請必要	毎月約3時間以上(0～2歳児)乃至5時間以上(3歳児以上)延長保育利用を希望し、利用申請した場合に係る費用	月額 3,500円 ※例えば延長保育を利用していなくても、申請解除を行うまでは月額料金は発生するとする。
延長保育一時利用 (朝延長、夜延長)	認定された保育時間を超えて保育を利用した場合に係る費用	0～2歳児 15分 300円 3歳児以上 15分 200円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。